

令和8年度

第5回東かがわ市農業委員会議事録

令和8年8月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月20日（木）午後1時30分から午後2時04分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（13名）

会長	1番 田村 照栄	9番 藤本 輝華
職務代理	2番 砂川 哲也	10番 黒川 義明
	3番 三谷 博計	11番 青木 大明
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	5番 田中 稔	16番 池田 正志
	7番 松枝 孝幸	17番 松岡 由美
	8番 榎本 貴之	

4. 欠席委員（4名）

6番 笹井 慎也	12番 安部 哲弘
14番 松井 委昭	15番 田中 卓臣

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による変更許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第4号 非農地証明願について
議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について

第3 その他
9月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

鷺見 吉保 塩田佐知子 安部 俊貴 田中 亘

7. 農林水産課

黒田 寛子

8. 会議の概要

事務局長	それでは、ご案内の時刻がまいりましたので、ただいまより令和8年度第5回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料は、先日タブレットにお送りした議案書及び議案資料になります。本日は配布物についてはありません。 また、本日、笹井慎也委員、安部哲弘委員、松井委昭委員、田中卓臣委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日は、報告案件1件、議案5件ございます。皆様方の厳正なるご審議を頂きたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、あと、議題につきましては着座にて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思っております。本日はありがとうございます。 それでは、ただいまから議案に基づきまして説明させていただきます。 日程第1、署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、本日の署名委員は、7番松枝孝幸委員、8番榎本貴之委員、どうぞよろしくお願いをいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について、ご説明いたします。議案書は1ページから2ページになります。今月は4件の報告がございます。 はじめに申請番号1番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は932平方メートルになります。令和6年4月から3年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約となります。なお、今後は所有者が自己管理を行うとのことです。 続きまして、申請番号2番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,004平方メートルになります。平成28年11月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、売買のため合意解約となります。こちらについては、議案第1号申請番号4番でもご説明させていただきます。 続きまして、申請番号3番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■を含みます田3筆、合計面積は2,236平方メートルになります。令和6年1月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、経営縮小のため合意解約となります。なお、今後は所有者が自己管理を行うとのことです。

	最後に、申請番号4番、貸し手、■■■■、■■■■様、借り手、■■■■、■■■■様。転貸人は、公益財団法人香川県農地機構。申請地は■■■■の田1筆、合計面積は1,006平方メートルになります。令和6年1月から5年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、経営縮小のため合意解約となります。次案件は既に決まっており、申請は翌月以降となります。 以上、ご審議よろしくお願いいいたします。
会長	報告案件4件でございます。双方合意の上での書類提出となっております。この案件に対しましてご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月5件でございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか2筆の田、合計面積2,727平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、コンバイン、田植機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は19,069平方メートル、農作業歴は5年、通作距離は100メートル、農作業常時従事日数は200日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積660平方メートル。農地取得後の作目は野菜。申請農地取得後の経営面積は660平方メートル、農作業歴は0年、通作距離は20メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか3筆の田畑、合計面積1,766平方メートル。農地取得後の作目は水稻。農機具については、トラクター、耕運機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は1,766平方メートル。農作業歴は20年、通作距離は4キロメートル、農作業常時従事日数は270日となっています。 続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積1,004平方メートル。農地取得後の作目は、水稻。農機具については、トラクターを4台、コンバインを2台、耕運機、田植機、管理機、

	トラックを各 1 台所有しています。申請農地取得後の経営面積は303,720平方メートル、農作業歴は15年、通作距離は 1 キロメートル、農作業常時従事日数は360日となっています。 続きまして、申請番号 5 番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積669平方メートル。農地取得後の作目は、野菜。農機具については、耕運機を 1 台、農舎を2.5平方メートル所有しています。申請農地取得後の経営面積は669平方メートル、農作業歴は15年、通作距離は30メートル、農作業常時従事日数は300日となっています。 以上の 5 件の申請につきまして、譲受人は農地法第 3 条第 2 項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしく願いいたします。
会長	議案第 1 号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号 1 番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三谷委員	失礼します。この案件に対しまして、8 月の11日 8 時から 9 時の間、推進委員の水田さんと一緒に■■■■さんのお家に行って確認しておりました。稲も植わってますし、特に何の問題もないかと思います。
会長	ありがとうございました。申請番号 1 番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますですが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号 2 番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
事務局	失礼します。今日、笹井委員が欠席ということで、笹井委員のほうから特に申請について問題がないというふうに伺っております。ご審議よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございます。申請番号 2 番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますですが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号 3 番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松枝委員	それでは説明させていただきます。先日、推進委員とともに所有者の旦那さんであります■■■■さんとお話をさせていただきまして、今回の件についま

	しては相手方の要望となっておりますが、多分、一括贈与じゃないかなと思ってます。■さんは息子さんなんです。それで、田の3筆についても3枚ともきれいに管理をされておりますし、畑のほうも保全という形できれいに管理をされておりますので、問題ないかと思ってます。以上です。
会長	ありがとうございました。申請番号3番につきましても問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
砂川委員	これは田んぼの売買で、■さんが購入して所有権の移転が、農業の廃止、ここに出とるように、それを買うてくれという話で■さんが購入したということです。もう問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号4番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号5番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
事務局	失礼いたします。本日、安部委員が欠席されているということで、申請番号5番についても特に問題ないというふうに伺っております。ご審議よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。申請番号5番につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしということで、許可相当として処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による変更許可申請について、1件ございます。事務局より説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農地法第5条の規定による変更許可申請についての説明をいたします。議案書のほうは4ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は1ページから3ページです。 申請人は■の■様でございます。申請地は■、田、934平方メートル。■から南南東へ約360メートルに位置する■沿いの第2種農地でございます。申請人の父である前所有

	者は、1959年から[]の[]を営んでおりました。平成17年9月に工場建設目的で転用許可を得、息子である申請者が贈与を受けました。しかしその後、建設予定も進まず、許可後、現在までの20年間農地のまま担い手に水稻を作付けしてもらっております。この度、転用を完了せずそのまま使っていた農地を農地機構を通して賃借権の設定をするということで、工場用地などの転用から農地のまま活用するという計画に変更するものでございます。20年前から変わらず農地として活用しており、資料3ページにもありますように、一体が稲作地帯となっております。本申請については変わらず農地として活用し、今後もまたそのまま利用するというもので、何の問題もないと思われます。以上のことなどから、計画は適当であると思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号につきまして事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 それでは、申請番号1番、地元委員の補足説明をよろしくをお願いいたします。
砂川委員	これは、[]の今現在は[]さんという人が稲作でずっと管理しとります。もともとそれは[]さんが工場建てるという計画もあったげなけど、現地を僕も見てきたんやけど、長細うて南北に幅がないのに距離があるような、そんな地形の田んぼです。ほんだけん、その横も横もみんな全部が稲作つとる田んぼなんで、ここに工場建てるいうたって幅がないのにどんなかな思いよったことが、もう今度のこの[]さんという人が、息子さんがもうそこには工場は建てんと、もう今までどおり農地でずっと賃借していきたいという話で、もうそれだったらもう今までどおりに、今、[]さんという人が耕作しとるから、もうその人が預かるようになると思います。だから、もう何の問題もないと思います。
会長	ありがとうございました。申請番号1番につきましては、何の問題はないという回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで、議案第2号につきましても許可相当として進達してまいりたいと思います。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月13件の26筆でございます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	失礼します。議案第3号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は5ページから10ページになります。 それでは、議案書10ページの集計欄をご覧ください。合計を報告させていただきます。 使用賃借権の転貸13件26筆、総合計は13件26筆、合計面積29,081平方メ

	ートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第3号につきましては、総合計13件の26筆、29,081平方メートルにつきまして、事務局の説明が終わりました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで適当である旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第4号 非農地証明願について、今月1件ございます。事務局より説明お願いいたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第4号 非農地証明願について説明いたします。 議案書の11ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は4ページから6ページです。 申請人は、[]の[]様、申請地は[]の畑、面積25平方メートル、[]から約250メートル南に位置する農地で第2種農地です。約40年前から管理できておらず、農地として復旧することが困難となったものであります。 以上の申請については、農地としての復旧が見込めないため、非農地証明は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。それでは、申請番号1番、よろしくお願いいたします。
砂川委員	これはもう現場がもう山みたいになつとるようなところで、耕作放棄してもう20年か……。
事務局	そうです。もう20年以上、もう40年ぐらい。
砂川委員	もうとてもじゃないけど、田んぼに戻せるようなもんじゃないです。だから、非農地証明して山林原野というふうにもうならざるを得ないと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましても、問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第4号につきましても、異議なしということで、異議なしを認めまして非農地として証明をいたしたいと思います。 続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月新規3件、更新1件、計4件ございます。事務局より説明をお願い

	いたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書の12ページをご覧ください。今月は新規3件、更新1件、合計4件の申請についての意見聴取です。 まず、新規の3件について、ご説明いたします。 新規の3名は、全員、既に青年等就農計画に基づく認定新規就農者としての認定を受けており、経営開始から5年を経過し、今回さらなる経営規模の拡大を目指し、認定農業者を目指される運びとなったものです。 1件目は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXX様で、目標営農類型はイチゴ栽培を中心とした施設野菜です。令和3年4月に青年等就農計画に基づく認定新規就農者としての認定を受け、イチゴを中心とした施設野菜栽培で就農を開始されました。今後は適期防除に努め、病害虫を防ぎ、廃棄量を減らして収量を増やすことを目指し、5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 2件目は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXX様で、目標営農類型は、水稻、サトウキビ、ブロッコリー、ニンニクの栽培を中心とした複合経営です。同じく令和3年4月に青年等就農計画に基づく認定新規就農者としての認定を受け、ブロッコリー等の露地野菜と水稻の栽培を中心に就農を開始されました。今後は、水稻、サトウキビ、ブロッコリーの作付けを増やし、複合経営で繁忙期を分散しながら栽培管理の徹底により収量を増やすことを目指し、5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は400万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。 3件目は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXX様で、目標営農類型は、水稻、サトウキビ、グリーンアスパラガス、ニンニクの栽培を中心とした複合経営です。同じく令和3年4月に青年等就農計画に基づく認定新規就農者としての認定を受け、施設野菜のグリーンアスパラガスとニンニク等の露地野菜の栽培を中心に就農を開始されました。今後は、サトウキビとニンニクの規模を拡大するとともに、アスパラガスの単収増加を目指し、5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は450万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、XXXXXX様は現在、XXXXXXにお住まいですが、主たるほ場はご実家近くのXXXXXX・XXXXXX地区となっています。 以上が新規認定の案件となります。 続きまして、更新の案件についてご説明いたします。 4件目は、XXXXXXXXXX在住のXXXXXX様で、目標営農類型は水稻、秋冬パセリ、ヒマワリの栽培を中心とした複合経営です。今後も条件の良いほ場の借入れにより水稻の規模拡大を図り、パセリとヒマワリについては現在の経営規模を同水準程度で維持しながら、5年後の主たる従事者1人当たりの年間所得は340万円、年間労働時間は2,000時間を目標とします。なお、年間所得水準について、市の基本構想では400万円が基準となっておりますが、

	地域の農業を担う認定農業者の少ないエリアにおいては、地域の農地の受け皿としての役割を担う担い手としての意義を考慮し、基本構想のおおむね8割程度の基準を適用させていただく場合があり、本件はこの基準を適用させていただきます。 以上4件の計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第5号につきましては、事務局の説明が終わりました。ご審議いただきたいと思いますが、新規3名の方につきましては、地元委員の説明を頂いた上でご審議をお聞きしたいと思っておりますので、地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。 まず、申請番号1番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三谷委員	■■■■、1番目、■■■■君のことなんですけれども、非常に私の田んぼに行く途中、奥に、イチゴ、さぬきひめのイチゴ栽培をやって、1日3回ぐらい、もう真面目に、こちらから見てもやってるなという感想であります。そしてまた、今時には珍しく、イチゴのハウスをまた増やしていくという考えじゃなく、先ほど事務局が言ったように、病気とかそういうのをなくして、良品質ですか、向上による生産性アップということで、今時、若手にしては珍しい考えを持って、着実にまた儲かったら次のステップを踏むんじゃないかなと私も期待しております。それでまた、地元のためにそのさぬきひめもだいぶ今年から買っておりますので、特に、ちょっと意味が違うんですけど、問題ないかと思います。よくやってます。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、ただいま地元委員のほうから、本当に前向きな姿勢が見られるということで問題はないというご回答を頂きました。 ご質問等はございませんか。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
松枝委員	それでは、■■■■さんの件について報告いたします。■■■■さんは、私も農業委員になっていろいろ話をさせていただきまして、積極的に農地の経営規模の拡大に向けていろんな方との農地を借りて今後ともやっていくと、積極的に農業経営に取り組んでおりますし、これから本当に大成すべき方だろうと思ってます。余談ですけど、■■■■さんに確認したら、農業者年金にも入っていただいているそうなので、今後ともよろしくお願いいたしますということで

	あります。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号2番につきましても、ただいま地元委員のほうから、すごく前向きな希望の持てる好感度がありますということで、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしく願いいたします。
田中委員	申請番号3番の■■■■さんについてですけど、自宅が■■■■ですから、6時ぐらいからもう■■■■の■■■■・■■■■に出向いて、今は特にグリーンアスパラの収穫に励んでおるところでございます。また、水稻自体は今のところ現在増やす計画はないみたいなんですけど、今後、■■■■の■■■■の地区のほうにサトウキビの加工工場ができるという情報もありまして、サトウキビを増やして経営安定を図ってるという話を聞いております。また、地区に溶け込んで水利等、それから地区の共同作業にも携わっているような人ですんで、今後、■■■■地区というか、■■■■・■■■■を引っ張っていくような人材であると私は思っております。今後、彼の活躍に期待したいと思います。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、地元委員のほうから好評な意向を頂きました。 皆様方にご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。新規3件につきましては、皆様方から大変好評を頂きました。 更新1件の方につきましては、新規の方もそうですが、普及センター、県、市それぞれの行政の方々と共同でいろいろご指導を仰いでのここへ出きていただいておりますので、できましたら更新の方もお認めいただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは、議案第5号につきましても、異議なしということで全て適当と認められ、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 日程第2のほうは、皆様方のご審議を頂きまして、スムーズに終えることができました。日程第2のほうはこれで全て終了させていただきます。 続きまして、日程第3、その他、9月の農業委員会について、事務局のほうから説明をしたいと思います。
事務局	次回農業委員会の日程についてでございます。来月9月農業委員会は、9月20日が日曜日ですので、翌日から23日までが祝日で連休となるため、18

	日の金曜日、9月18日金曜日の13時30分から市役所の3階、大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。
会長	ただいま事務局のほうから、9月の農業委員会につきましては9月18日金曜日13時30分から本会場にて開催するということでございますので、どうぞご日程のほうを調整していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。 事務局のほう、ほかに何かございませんか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本委員会を終了してもよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは、すいません。職務代理のほうから閉会のごあいさつをお願いいたします。
会長職務 代理者	～会長職務代理者あいさつ～